

令和4年度第6回
さいたま市福祉有償運送運営協議会
議 事 要 旨

【開催要領】

1. 開催日時：令和5年1月24日（火）10：00～12：00
2. 場 所：ときわ会館5階 小ホール
3. 出席委員：（敬称略・50音順）

伊藤 みどり	特定非営利活動法人全国移動サービスネットワーク
大熊 聖也	埼玉県企画財政部交通政策課
大野 政子	住民又は旅客
齊藤 秀貴	埼玉県個人タクシー協会
須藤 まゆみ	埼玉運輸支局
瀧口 修一	一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会
田辺 裕行	子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課
遠山 昭人	保健福祉局長寿応援部
富澤 文雄	保健福祉局長寿応援部介護保険課
永島 淳	保健福祉局福祉部
中山 舞	社会福祉法人久美愛園
兵働 正行	保健福祉局福祉部障害支援課
山本 宏	社会福祉法人さくら草
4. 欠席委員：（敬称略・50音順）

遠藤 浩司	埼玉交通運輸労働組合
中村 正利	一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会
5. 傍聴人：0人

【次第】

1 開 会

2 協 議

更新登録の申請に係る協議について

- (1) 特定非営利活動法人 ともに生きる会
- (2) 特定非営利活動法人 ねこちぐら
- (3) 特定非営利活動法人 愛風
- (4) 特定非営利活動法人 パーソナルアシスタント・サービスのつく

新規登録の申請に係る協議について

- (1) 特定非営利活動法人 あこあこあ

3 報 告

- ・福祉有償運送 HP の更新について
- ・軽微な事項の変更（登録車両の増減等）について

4 閉 会

【配付資料】

- 令和4年度第6回さいたま市福祉有償運送運営協議会次第
- 令和4年度さいたま市福祉有償運送運営協議会委員名簿
- 令和4年度第6回さいたま市福祉有償運送運営協議会席次表
- 資料1 更新登録申請書（特定非営利活動法人 ともに生きる会）
- 資料2 更新登録申請書（特定非営利活動法人 ねこちぐら）
- 資料3 更新登録申請書（特定非営利活動法人 愛風）
- 資料4 更新登録申請書（特定非営利活動法人 パーソナルアシスタント・サービスのつく）
- 資料5 新規登録申請書（特定非営利活動法人 あこあこあ）
- 資料6 福祉有償運送 HP の更新について
- 資料7 軽微な事項の変更（登録車両の増減等）について
- 参考資料

【要旨】

●更新登録の申請に係る協議について（特定非営利活動法人 ともに生きる会）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○特定非営利活動法人 ともに生きる会 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

永島会長 福祉有償運送の事業をされている中で何か感じていることや困っていることはありますか。

事業者 3年間コロナ禍になり、利用者の利用機会が結構あると感じています。利用者の方が高齢になったことで、家庭からグループホームに移動することが多くなり、グループホームから情報が多くなりました。

須藤委員 運行管理の体制等を記載した書類について、（5）の運行管理・整備管理に係る指揮命令系統なのですが、おそらく運行管理は事業者様が行っておられて、整備管理も車検の時に修理工場に出すだけで日常点検は事業者様で行っておられていますでしょうか。

事業者 そのとおりです。

須藤委員 そうしますと、整備管理責任者としてお名前が書かれているところは、運行管理から日常点検まで全部整備会社等に委託するような時に記載する欄ですので、その上の段に書いていただくのが正しいと思われます。申請いただくときには直していただければと思います。また、参考に伺いますが、運行管理の時はどのようにアルコールチェックを行っていますか。

事業者 事業所に置いてあるアルコールチェッカーを使用して、運行前に確認しています。

伊藤委員 須藤委員が仰ったのとほとんど同じですが、申請様式第2-2号の9のところも、事業者協力型自家用有償旅客運送の場合の欄になりますが、今回は事業者協力型ではないとすると、整備会社の方のお名前が入っていますが、ここは記載しないのが正しいかと思ひます。

事業者 分かりました。

伊藤委員 事業者協力型自家用有償旅客運送がどのようなものか、この運営協議会でも話し合ったことがないので、今後皆様で理解を深めていかなければならないところではあります、ひとまず今回は該当しないと思ひます。

事務局 整備管理の責任者の就任予定名簿の協力に○がある部分も削除するという
ことでよろしいでしょうか。

須藤委員 そうですね。今お名前のある方は整備会社の方でしょうか。日常点検をす
る方が事業所の方であれば、その方のお名前によろしいかと思えます。

永島会長 事業者協力型というのは日常点検も事業者の方がやっただけの場合のもの
のですか。

伊藤委員 タクシー会社やバス会社などの交通事業者が運行管理や整備管理を担うも
のです。この制度ができたのは、NPOと交通事業者が一緒になってこの
事業を営むためのもので、過疎地では担い手がいないので、タクシー事業
者などが有償運送の取り次ぎなどもしてくれて、車両も管理してくれたり
しています。したがって、一部だけ切り出して事業者に委託するという
よりは、日常的に一部の役割を担っているものです。それを交通事業者
がやっていけば元々ノウハウがあるので、交通事業としての要件を色々備
えていることから、申請の時も要件を緩和しますという枠組みが事業者協
力型自家用有償旅客運送になります。

永島会長 この様式だけだと分かりづらいですので、事務局の方で工夫して申請の際
にご案内いただければと思います。

○特定非営利活動法人 とともに生きる会 退室

○特定非営利活動法人 とともに生きる会の申請について、指摘事項について修正するこ
とを前提に、全会一致で合意

●更新登録の申請に係る協議について（特定非営利活動法人 ねこちぐら）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○特定非営利活動法人 ねこちぐら 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

永島会長 福祉有償運送の事業をされている中で何か感じていることや困っているこ
とはありますでしょうか。

事業者 障害者の方で公共交通機関の利用が難しい方の送迎サービスがほとんどと
なります。病院に行くとかで他のサービスが使えない方へのサービスで、
時間も30分以内程度なので、運営面では難しいのですが、利用者の方か

らは感謝の言葉をいただくこともあり、こういう事業が必要なことなのだと感じながら安全面に配慮しながら毎日やっております。

- 須藤委員 運行管理の際に、アルコールチェッカーなど使っていますか。
- 事業者 事務所にあるアルコールチェッカーを使って、問題なければ運行しております。
- 伊藤委員 利用登録者の方が95名で結構多いですが、実利用者数は感覚的にこのうちの何人くらいですか。
- 事業者 年に1、2回の方もおりますが、ほとんどの方が利用されております。
- 伊藤委員 障害者の生活サポート事業だけ運送の対価設定がありますけれども、生活サポート事業の時間が足りなくなる方はいないですか。
- 事業者 今のところおりません。

○特定非営利活動法人 ねこちぐら 退室

○特定非営利活動法人 ねこちぐらの申請について、全会一致で合意

※予定を変更し、特定非営利活動法人 パーソナルアシスタント・サービスのつくの協議を先に行う

●更新登録の申請に係る協議について（特定非営利活動法人 パーソナルアシスタント・サービスのつく）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○特定非営利活動法人 パーソナルアシスタント・サービスのつく 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

永島会長 福祉有償運送の事業をされている中で何か感じていることや困っていることはありますか。

事業者 私たちの事業所は平成7年の8月に開始をし、今年8月で丸28年を迎えます。利用者の方は知的障害の重度の方がほとんどで、通われる学校や施設が市のはずれの方にあり、公共交通機関をお一人で利用できる方はほとんどいないので、そういう方にとって移送のサービスというのはとても重要なこととなります。私たちが実施している障害児者生活サポート事業は移送に特化したサービスではなく、介護が中心のサービスではありますが、利用者の方からのご希望によって学校や通所施設に迎えに行く

際には、どうしても送迎というところのご希望がありますので、欠かせないサービスであるということは感じています。そうした中で、生活サポート事業に限らずというか、私たちのところは障害者の方を中心にしていますけれども、時々高齢者の方のケアマネージャーから例えば透析の方の移送をお願いできないかといったお問い合わせがあるのですが、私たちの事業所では対象にしていらないのでお断りをさせていただくのですが、障害のある方や高齢者の方に対する移送のサービスが充実されていくべきではないかと常々考えております。

須藤委員 申請書3ページ目の運送しようとする旅客の範囲について「イ」「ロ」「ハ」「ト」の4つの○がありますが、32ページの旅客の名簿では「イ」と「ハ」に該当する方しかいないのですが、上尾など他の区域の方に「ロ」と「ト」に該当する方がいるのか、今後登録する予定の方がいるのかを教えてください。

事業者 「ロ」に関しましては生活サポート事業の対象者の方が精神障害の方も含まれているため元々対象にしており、過去に北足立の区域の方で「ロ」の方はいらっしゃったのですが現在はいないという状況です。「ト」の方は北足立の区域の方に発達障害の方で手帳はお持ちでないのですが医師の診断を受けていらっしゃる方で生活サポート事業を受けている方が分類としては「ト」になるということで登録しております。

伊藤委員 今回、運送の対価の変更申請が出ていて、生活サポート事業を使わない方の場合、前は1時間あたりだったのが30分あたり1,425円からというように設定を変えられたと思うのですが、その理由を教えてくださいというのと、生活サポート事業を適用しなくても利用したい方、150時間を超える方などで利用しそうな方がいるのかを教えてください。

事業者 1つ目の質問ですが、変更申請につきましては、考え方としては150時間を超えた場合は補助金の対象外ということで1時間で2,850円ということで変わらないのですが、元々150時間を超えた方の利用で30分という方がいらっしゃらなかったもので、そのまま1時間で2,850円と設定をしていたのですが、もし30分だけの利用があった場合はそれでも2,850円になるのかというご質問をいただきまして、その場合ですと

目安となるタクシー料金の2分の1という金額を超えてしまうことから、いままでは30分でのご利用はなかったのですが、今後そういった場合を想定すると30分という設定に変えた方がよいのではないかと考え、この機会に改めさせていただきました。2つ目の質問ですが、利用者の方のその時々の方の家族の方の状況によって、年間150時間では足りないという方がいらっしゃいます。毎年特定の方が足りないというよりは、その時々によって、家族の方が入院したなどの事情が発生した場合は入院期間など長い日数利用希望がありますし、そういった時に超える方は何人かいらっしゃいます。年間150時間を超えないように計画的に利用される方がほとんどですが、生活の中で必要が生じるということもありますので、年に2、3人の方は超えて利用される方もいらっしゃいます。

瀧口委員 福祉有償運送をされる事業者の方の金銭的負担が大きいなどずっと思っておりまして、この料金で実際やってこられて金銭的な部分でどう考えていらっしゃいますか。

事業者 運営上ということですか。

瀧口委員 燃料代ですとか車両減価償却費ですとか給与ですとかなかなか厳しいと思うのですが、福祉有償運送の事業者さんでは比較的高めの設定にはなっているのか、どんな感じなのかを伺えればと思います。

事業者 時間制と距離制の併用ということで、なかなかそういった設定をされている事業者はないと伺っておりますが、人件費も含めて考えさせていただいて、あとは年間に掛かる車両の維持費ですとか燃料費を踏まえて設定をしておりますが、それでもやはり年間の収支を見ますと、車を使用した料金でいただく収入よりは支出の方が上回ってしまっております。

○特定非営利活動法人 パーソナルアシスタント・サービスのつく 退室

○特定非営利活動法人 パーソナルアシスタント・サービスのつくる申請について、
全会一致で合意

●更新登録の申請に係る協議について（特定非営利活動法人 愛風）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○特定非営利活動法人 愛風 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

- 永島会長 福祉有償運送の事業をされている中で何か感じていることや困っていることはありますか。
- 事業者 福祉有償運送の対価の設定としてタクシー料金の2分の1程度という要件がありますが、何年か運営してきて車の維持であったり、運転手の責任の重さであったり、運転にあたっての準備の時間であったりと、色んなものを考えた時にタクシーの値段が決して高くないのだと思いました。最低賃金を運転手さんに払おうと思った時に、タクシーの運転料金が決して高すぎたり儲けたりしているわけではなく、運営していくのにぎりぎりの値段なのではないかと思い、その半額以下で設定しろというのは実は非常に厳しくて、運転手さんに最低賃金を払えないとハローワークに募集もかけられなくなってしまい、運転手も増えていきません。利用したい人はたくさんいて、うちに電話を掛けてくださった方が、あちこち掛けたけどみんな断られてしまったのですが空きはありますかと訊いてこられました。ニーズとしてはあるので増やしていけたらと思うのですが、今の要件ではなかなか担い手が増えないというのが現状かなと思っており、なにかよい解決策はないものかと思っています。
- 永島会長 協議会をやっておりますと、他の事業者の方もそう感じていることが多いようです。
- 伊藤委員 今回対価の変更申請を出されていて、運送の対価の時間制のところなのですけれども、加算が以後1分あたり50円、土日祝日などは63円となっていますが、1分というのは運転者にとっては作業がすごく煩雑というか、どうやって1分というのを記録するのかやり方を教えていただきたいのと、なぜ1分という細かい設定にしたのかを教えてください。
- 事業者 料金の計算は、車内についている時計を利用者の方に乗る時に見ていただいて、出発時刻を確認し記録して、到着した時に何時何分ですと見ていただいて、その時間も記録し、その記録をもとに後で計算します。
- 伊藤委員 到着した時に時間をお伝えして、まず記録をしてから降車介助したりするという順番になりますか。
- 事業者 そうですね。介助の時間は含まれないので。

伊藤委員 先ほどの運営が難しい、賃金が払えないというお話がありましたけれど、全国的にはタクシー料金の3分の2とか、一番高いところで5分の4くらいまで運送の対価を値上げしているケースもあります。それは協議会で合意が得られればという条件が付くのですけれど。多くのところがそういった値上げの申請を3分の2や5分の4まではしない状況もあって、それは利用する方々にとって負担できる金額ではないからというところのジレンマの末だと思うのですが、もし上げられるのならこれくらい上げたいというお考えはありますか。

事業者 上げられるならということを考えていなかったのですが、まだそこまで考えてはいないのですが、利用者の方からは少し高くなっても愛風さんをお願いしたいと、うちは祝日などは割増料金となっているのですが、担い手も少ないので払う方も少し多くしないとやれないということでそうしているのですが、それでもいいから来てほしいという方がいらっしゃいます。

須藤委員 今回変えた時に朝夜間土日祝日の30分料金が2,200円くらいになりタクシー料金の2分の1を超えてしまうということですか。

事業者 少し超えてしまいます。

須藤委員 これは運転者さんへの手当てを出すためですか。

事業者 そうです。あまり数は多くないのですが、たまに病院に朝9時に来てほしいと言われたので早く迎えを出してほしいということがあったりします。

富澤委員 登録されている方の中で、要支援1や2など比較的介護軽度の方が登録されておりますが、そういった方のニーズは結構高いですか。

事業者 介護保険などの支援は使っていないのだけれど、外出するのだけが不自由でという方が多いかなと思います。

富澤委員 病院とかではなく、ちょっとそこまでという感じでお使いになりますか。

事業者 病院が一番多いですが、美容室に行ったり趣味の会に行ったりというふうに使ってらっしゃる方もいらっしゃいます。

○特定非営利活動法人 愛風 退室

瀧口委員 料金の件ですが、タクシー料金の概ね2分の1を超えるということで、2分の1と決めた意義があるのであれば、そこは慎重に判断された方がよろしいかと思います。

永島会長 概ね2分の1を超えているということで、そこを慎重に判断するのが協議会の仕事でありますので、皆様のご意見をお願いいたします。

須藤委員 他の事業者さんがほぼほぼ超えない中で、この事業者さんだけ超えるのか理由付けが必要かと思います。

山本委員 概ねということであれば超えても問題ないのだろうと思いますし、先ほど伊藤委員からもありましたが、3分の2や5分の4を認めている運営協議会もあるということで、皆様でそのところを認めていくのか、あるいはあくまでも2分の1横並びで維持するのかの意見の出し合いになるのかと思います。私としては、愛風さんのお話で人件費など運営するには厳しいということでしたので、タクシー料金も決して儲けすぎている金額ではないということから、運営が成り立つようにしていく形である程度認めていってもよいのではと思います。

瀧口委員 事業者さんの売り上げが増える方向にもっていかなければいけないと思っ
てはいますが、利用者の方からの料金を上げるというのは本末転倒ではないか
と思います。この事業を維持していくことを考えると、利用者の方の負担を
増やすのではなく事業者が潤滑にやっていけるようなことを考える必要があ
ると思います。純粋な営利事業ではないですから、単純に値上げをすればよい
というわけではないと思います。

伊藤委員 瀧口委員や須藤委員から、単純に値上げをするのではなく、他の事業者
さんがやっていないのですから、理由付けが必要というご発言がありました
が、その意味で言うと障害者には生活サポート事業のようなものがありま
すけれど、高齢者にはそのようなものがないので対象者ではなく断ってい
ますという話が、本日の申請事業者さんの中にもあったと思います。金額
的には、障害者の生活サポート事業をされているところは皆さん雇用職員
がいて、他にも障害福祉サービスをやっているんで、その収入部分を充て
てどうにかやりくりをしているということだと思うのですが、愛風さんは
障害者の福祉サービスをされていないので、そういう意味では充当する元
手になる財源がなく、しかも高齢者の方を受け入れようとすると公的に利
用できる制度もないので、結果利用者の方に転嫁するしかないということ
になるかと思います。さいたま市の場合は、特にそういうサービスが少な

いので、障害者のための有償運送に特化した事業者がほとんどということもあって、高齢者の方には生活サポート事業のようなものがないので、高齢者の方の制度活用がない中で対価設定をしなければならないというところに大きなずれが生じてしまうということが特異な事情としてあるのだと思います。

富澤委員 介護保険ということになりますと、介護サービスの中で通院等乗降介助というヘルパーさんのサービスはありますが、これについても要介護1以上でないと使えないというところがありまして、今回先ほど要支援の方が登録されていたのでニーズを伺うため質問させていただきました。

伊藤委員 通院等乗降介助の単位負荷がすごく安いので、全国的には受け入れてくれる事業者が少ないというのは事実としてあります。

富澤委員 そうですね。以前は100単位ぐらいでしたが90単位くらいです。
永島会長 利用されている事業者のバックグラウンドが違いますから、一律に線を引くのは難しいかもしれませんね。

伊藤委員 高齢者のための制度活用ができるものがあればいいのですが。

遠山委員 本件は岩槻区の事業所で利用者の方を見ると岩槻区の方が多く、どちらかというと岩槻区は区域が広くて交通空白地帯もかなり占めているところで、福祉有償運送に限らず高齢者移動支援サービスとかでも担い手がなかなかいない状況ですね。

永島会長 高齢者移動支援サービスはどのような形でやっていますか。

遠山委員 自治会など地域の方が会というかチームを立ち上げていただいて、例えば事業協力者として社会福祉法人が使っているようなデイサービスのバスとかを無償で提供していただいて運営をやっていったりします。市からは年間30万円までの補助金が出ますが、無償なので使えるところに限りがあり、例えば法人の方に運転手を手伝ってもらい報酬を出すと有償になってしまうのでそういう使い方はできなかつたりなど、営利的には全く成り立たないような高齢者移動支援事業ではありますが、そういったものだと色々色んなもので補いながらなるべく交通空白地帯をなくそうということで、今回の申請事業者も地域で交通が不便な、特に高齢者について、移動の足を提供しようとしていただいているかなと思います。

永島会長 岩槻区は東西だけでなく南北にも長いですから大変ですよ。

伊藤委員 買い物支援ですよ。

遠山委員 買い物ともう一つは運動、介護予防教室への参加ですね。順番で行くと、公共交通機関や福祉有償運送があつて、最後にボランティア輸送という形になりますね。

永島会長 今のような高齢者の移動支援が充実してきて、障害者のサービスと相俟って同じベースのものが与えられれば、一律に例えば一割増までとか基準を決めてできるというのが望ましいですが、皆様のお話を伺っていると、バックグラウンドが一律になっていないものを一律に切るのはいかなものかと思imasるので、個別案件としてよいかどうかを審議するのが今は妥当だと思ふのですがいかがでしょうか。

山本委員 愛風さんは送迎のみをやっている事業者としての位置付けだと思ふますが、そこは社会参加として大事なニーズだと思ふますので、他の福祉サービス事業をやっていないことで補填できないという事情で、こういう福祉有償運送のみを行つていく事業者が増えていく、そこを促していくということも必要なのかなと思ふます。送迎だけというところにニーズがあるわけなので、そのところをこの協議会の方で応援していくという姿勢が一つと、もう一つは伊藤委員からありましたが、障害者には生活サポート事業だとか何らかの制度的な整いがありますが、高齢者にはないとすれば、永島会長が言われたとおり個別案件としてこれを認めていくというのが一番妥当な判断なのかなと思ふます。

伊藤委員 障害福祉サービスを愛風さんはやっていないとお話したのですが、事業報告書を見ると件数は少ないですが居宅介護、同行援護他というのが入っていますので全くないわけではないかもしれません。

永島会長 今後、福祉有償運送だけを行う事業者もあるでしょうし、そういう事業者でどうしても経営が成り立たず概ね2分の1を超える事業者が出てくることも考えられますので、この協議会としてどういう対応をしていくかを決めておく必要があるかもしれません。社会情勢やサービス体系が変わつたら今後変えていけばよいのでしょうから、現時点では個別案件として協議するということで決まりましたと事務局は記録を残しておいてください。

では、今回の30分1,750円について、どういたしましょうか。事務局からこの件でなにかありますか。

事務局 事業者にお伺いしたところ、タクシー料金の基準額は令和2年からのもので、昨今人件費や燃料費が上がっているという事情があるとのことから、今回の申請のタイミングですと基準額を若干超えてくるところがあるのですが、この金額でお願いしたいとのことでした。

伊藤委員 タクシーも値上げをし始めていますね。

瀧口委員 そうですね、去年東京都の方で値上げになりまして、埼玉県の方も遅れてはまずいということで春先から値上げ申請の動きがあるのではと思います。

伊藤委員 国の通達には元々概ね2分の1は目安と書いてあって、概ね2分の1にしなければならないとは書いていないですし、どう捉えるかですが私はよいかと思います。

瀧口委員 本来、私は明確に反対しなければならない立場ではあるのですが、タクシー料金が値上がりすることも踏まえて今回はよいのかなと思います。

永島会長 それでは賛成、反対を挙手にてお願いいたします。

○特定非営利活動法人 愛風の申請について、定価の設定については多数決の結果、賛成多数で合意

●新規登録の申請に係る協議について（特定非営利活動法人 あこあこあ）

○事務局より、新規登録申請の概要説明

○特定非営利活動法人 あこあこあ 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

永島会長 今回、福祉有償運送を新規登録する背景、経緯などをお話いただければと思います。

事業者 当法人を設立したのは元々私が株式の法人をもっておりまして、障害福祉の居宅介護、重度訪問介護、移動支援、訪問看護の運営をしておりまして、そこでお客様からのご要望が色々あり、その中で行政の方ではやっていくのが難しい内容があり、そこから色々調べていくにあたり、生活サポート事業があると分かり、これならば利用者様のフォローが色々できるの

ではないかと思い、NPO法人を立ち上げて今回の申請に至りました。NPOの方は2年前に申請したのですが、コロナの影響で色々動くのに心配になり、今回ようやく見えてきましたので行政書士さんに申請のご協力をいただきました。

須藤委員 資料3 ページの運送しようとする旅客の範囲ですが、全部に○をつけて申請いただくのは大丈夫なのですが、42 ページの旅客の名簿と比較した時に「へ」と「ト」の方が現時点ではいらっしゃらないので、今後予定があるということでしょうか。

事業者 はい。

須藤委員 旅客の名簿の中に越谷の方がいらっしゃるのですが、さいたま市の施設に通所されるということですか。

事業者 はい、一時預かりなどになります。

須藤委員 その他の料金で車いす乗降設備使用料とありますが、スロープとかですか。

事業者 車いすを載せるリフトがありまして、それを使う際の料金となります。

須藤委員 その時は乗降介助料と車いす乗降設備使用料をいただく形ですか。

事業者 車いすは利用者様の車いすを使っている場合ではなく、必要な際にこちらから貸出した際のものとなります。

須藤委員 利用者の方の車いすで乗降設備を使用した場合は。

事業者 250円をいただくこととなります。

須藤委員 乗降介助料は。

事業者 車いすに限らず、介助が必要な場合になります。

須藤委員 一緒に取るということではないですね。

事業者 はい。

遠山委員 保険証券の関係ですが4等級で事故ありの記載があり、過去に事故があったのかなと思うのですが、安全な運行管理についてどのような対策を行っているかを教えてください。

事業者 乗車前に車の状態確認やアルコールチェックなどを必要なことを行って乗車するということとなりますが、まだ事業開始前ですので、これから福祉有償運送を行うにあたってきちんと対応をしていきたいと思っております。

富澤委員 今回の登録者の中で、要介護者の方がいらっしゃるということで、介護保険の事業者としての登録の方はどうなっておりますか。

事業者 お伝えできておりませんでした。共生型で介護保険の訪問介護ですで行っております。

○特定非営利活動法人 あこあこあ 退室

○特定非営利活動法人 あこあこあの申請について、全会一致で合意

●報告事項について

○事務局から、福祉有償運送 HP の更新について、資料6に基づき説明

○事務局から、軽微な事項の変更（登録車両の増減等）について、資料7に基づき説明

以上